

## ハイランド5丁目防災委員会規約

(2016年6月19日 平成28年度防災委員会全体会議で決定)

### 〔名称〕

第1条 この会は、ハイランド5丁目防災委員会（以下「本委員会」と称する。

### 〔目的〕

第2条 本委員会は、居住者相互の協力の精神にもとづいて、自主的な防災活動を行うことにより、大地震その他の災害（以下、「地震など」という）による被害の防止および軽減を、はかることを目的とする。

### 〔事業〕

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日常の防災に関する知識の普及と防災意識の向上
- (2) 地震などの非常事態発生時における組織的活動のための備え
- (3) 地震などの非常事態発生時のための資材・機材の備え
- (4) 前々号および前号に関する訓練
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### 〔組織〕

第4条 本委員会は、ハイランド5丁目自治会（以下「自治会」という）の協力団体とする。

### 〔委員〕

第5条 本委員会は、自治会会員世帯および関係者の中から、自治会長が委嘱する防災推進委員をもって構成する。

### 〔役員〕

第6条 本委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長は、原則として自治会会長が務める
  - 3 自治会長が委員長を務めることができないときには、委員の中から総会において選出する
  - 4 自治会長ではない委員長の場合の委員長としての任期は1年とする。ただし、最高3年を限度に再任することができる
  - 5 副委員長は委員の推薦により総会において選出する
  - 6 副委員長の任期は3年とする。ただし、最高6年を限度に再任することができる

7 本委員会には、事務局と会計担当において役員会を補佐する

〔役員の仕事〕

第7条 役員は別に定めるハイランド5丁目防災計画（以下、「防災計画」という）にもとづく職務を行う。

〔総会および役員会〕

第8条 本委員会の総会は、委員長が招集して年1回開催する。

2 役員会は、必要に応じて委員長が招集する

〔防災計画〕

第9条 本委員会は、第3条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

2 防災計画は、日常の防災活動計画と非常時の行動要領で構成される

3 防災計画には、日常活動と非常時活動のための役割分担組織が示される

〔経費および会計〕

第10条 本委員会の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってあてる。

2 本委員会の会計処理は自治会会則にもとづき自治会が行う

3 委員会活動の予算管理は本委員会の会計担当が行う

〔行政による避難所設置時の活動〕

第11条 地震などの非常事態発生時における活動は防災計画にもとづく初期活動のほか、行政により避難所が設置された際には、自治会および居住者の協力を得て、非常時の役割分担組織と防災計画の非常時行動要領を弾力的に運用する緊急体制をとることとする。

〔その他〕

第12条 この規定に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付 則

この規約は、平成28年6月29日から実施する。